

吉野町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 吉野町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進及び検証にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、吉野町まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 総合戦略の検証に関する事項
- (4) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員がかけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議における庶務は、総合政策課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。